

京都市告示第440号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和2年12月1日から令和3年3月31日まで、株式会社JTBふるさと開発事業部を京都市公金収納受託者として、企業版ふるさと納税に係る公金の収納事務を委託します。

令和2年12月1日

京都市長 門川 大作
(行財政局総務部総務課)